

豊島区地域公共交通計画の策定について

1. 地域公共交通計画について

(1) 目的

誰もが区内のどこからでも移動しやすい環境の整備を推進し、まちの価値や魅力を一層高めるため、区全体の地域交通のあり方について計画を策定する。

(2) 計画策定に係るスケジュール

令和7年度・令和8年度の2か年で計画策定に係る業務を実施。

- 令和7年度
 - ➡主に基礎調査に係る業務を実施し、基本方針等を示す。
- 令和8年度
 - ➡令和7年度の業務を踏まえ、計画を策定する。

【令和7年度の委託について】

公募型プロポーザル方式で、委託事業者を選定する。

※ プロポーザル方式に関する詳細は、参考資料1「豊島区地域公共交通計画策定に向けた調査検討委託 プロポーザル実施要項」を参照

- プロポーザル選定委員会（書類審査・プレゼン審査）
 - ➡令和7年3月～令和7年6月
- 事業者決定・契約手続き
 - ➡令和7年6月中旬頃

2. 法定協議会の設置について

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年制定、令和5年一部改正)」に基づく地域公共交通計画を策定するため、令和7年4月以降に、同法に基づく法定協議会を設置する。

※ 法定協議会委員(案)は、次頁「豊島区地域公共交通会議委員(法定協議会委員)(案)」のとおり。

豊島区地域公共交通会議委員（法定協議会委員）（案）

学識経験者	学識経験者（会長）	
	学識経験者	
	学識経験者	
公共交通事業者等の関係者	鉄道事業者	東日本旅客鉄道株式会社
		西武鉄道株式会社
		東武鉄道株式会社
		東京地下鉄株式会社
		東京都交通局（都営地下鉄・都電荒川線）
	一般乗合旅客自動車 運送事業者が組織する団体	一般社団法人東京バス協会
	一般乗合旅客自動車 運送事業者	関東バス株式会社
		国際興業株式会社
		西武バス株式会社
		日立自動車交通株式会社
		東京都交通局
		WILLER EXPRESS株式会社
	一般乗用旅客自動車 運送事業者が組織する団体	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会
	一般乗用旅客自動車 運送事業者	日興自動車株式会社
	一般旅客自動車 運送事業者の事業用自動車の 運転者が組織する団体	東京都交通運輸産業労働組合協議会 バス部会
		東京都交通運輸産業労働組合協議会 ハイタク部会
	自家用有償運送事業者	未定
住民又は 利用者団体代表	住民又は 利用者団体代表	東京商工会議所
		豊島区商店街連合会
		豊島区町会連合会
		豊島区観光協会
		豊島区高齢者クラブ連合会
		豊島区障害者団体連合会
		利用者団体
		利用者団体
		男女平等推進センター運営委員会
国土交通省	国土交通省	国土交通省関東運輸局東京運輸支局
東京都	東京都	東京都
道路管理者	道路管理者	国土交通省関東地方整備局東京国道事務所
		東京都建設局第四建設事務所
交通管理者	交通管理者	警視庁交通部
		警視庁池袋警察署
		警視庁巣鴨警察署
		警視庁目白警察署
豊島区関係部署	豊島区関係部署	豊島区都市整備部長
		豊島区土木担当部長
		豊島区福祉部長